

## 審 議 会 会 議 録

会議名称	令和2年度 第1回伊達市国民健康保険運営協議会	
議 題	○議 事 議案第1号 伊達市国民健康保険運営協議会副会長の選出について 報告第1号 伊達市国民健康保険事業計画について	
書面会議日	令和3年3月26日（金）	
参 加 者	伊達市国民健康保険運営協議会委員9名	
	所管部課名	健康福祉部保険医療課
<p>令和2年度第1回伊達市国民健康保険運営協議会は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、書面決議による開催とし、結果は次のとおりとなりました。</p> <p>議案</p> <p>【議案第1号 伊達市国民健康保険運営協議会副会長の選出について】 書面による意見なし 議案について承認</p> <p>【報告第1号 伊達市国民健康保険事業計画について】 自治会非会員に対する制度等の周知方法についての質疑があり、納付書発送時または保険証一斉更新時など、全被保険者を対象とした定期的な郵送物送付の際にパンフレット等を作成し同封している旨を回答。</p>		

**令和2年度 第1回**

**伊達市国民健康保険運営協議会**

**(書面表決)**

# 会 議 次 第

## 1. 議 事

議案第1号 伊達市国民健康保険運営協議会副会長の選出について

報告第1号 伊達市国民健康保険事業計画について

議案第 1 号

伊達市国民健康保険運営協議会副会長の選出について

本協議会の副会長に欠員が生じたため、伊達市国民健康保険運営協議会規則第 3 条第 1 項の規定に基づき選出を求める。

伊達市国民健康保険運営協議会副会長の推薦について

副会長候補者氏名

(敬称略)

委員選出区分	氏 名
公益を代表する委員	小 貫 豊

報告第 1 号

伊達市国民健康保険事業計画について

※別紙資料

# 令和2年度伊達市国民健康保険事業計画

## 1 目的

伊達市国民健康保険の適正かつ安定的な運営を図るため、令和2年度伊達市国民健康保険事業計画を策定し、事業の推進を図る。

## 2 基本方針

本市の国民健康保険の財政推移は、高齢化の進展や医療技術の高度化等により、一人当たりにかかる医療費は緩やかな増加傾向にある。一方で、被保険者における高齢者の割合が上昇し、保険税収入は伸び悩む傾向にあり、医療費の増加に見合う財源を確保しにくい状況である。

	29年度	30年度	元年度
平均被保険者数	8,556人	8,212人	7,859人
平均年齢	56.40歳	56.52歳	56.59歳
調定額(円/人)	90,236	92,330	90,524
療養諸費(円/人)	455,234	447,813	454,081

このことから、北海道が策定した「北海道国民健康保険運営方針」に基づく総合的な対策、「令和2年度国民健康保険事業の運営に当たっての留意事項について」等による通知にて国及び北海道が重視している事業との連携強化を図ることで、財源の確保だけでなく効果的かつ効率的な運営に努めることとする。

## 3 重点取組事項

### (1) 保険税の適正な賦課

国民健康保険の運営は一定の公費負担と保険税で賄うという基本原則及び将来的には北海道全体で統一保険税率を目指すという方針に基づき、必要な財源・負担の公平性を確保するため適正な賦課・徴収に努める。

- |  |
|--|
| <p>① 地方税法施行令改正に伴う賦課限度額及び軽減判定所得額の見直しを実施する。</p> <p>② 未申告者への申告勧奨を年2回実施し、適正な負担を求める</p> <p>③ 「北海道国民健康保険運営方針」に基づく統一保険税率に向けた段階的な見直しについては被保険者に配慮した検討を行う。</p> |
|--|

### (2) 保険税収納率向上対策の推進

保険税（保険税）の収納状況は次のとおり推移している。

	29年度	30年度	元年度
調定額（千円）	772,059	758,215	709,435
収納額（千円）	733,712	727,923	680,718
収納率（%）	95.03	96.00	95.90

令和元年度の収納率が0.1%減少しているが、平成30年度の収納率の伸びが大きかったことによる影響もあると思われることから、引き続き次の取組みを行うこととする。

- ① 納税通知書への申込書同封、広報紙等活用による口座振替制度の利用促進
- ② 夜間相談窓口の設置、滞納世帯への納税相談及び納税誓約に基づく納税履行指導

### (3) 医療費適正化対策の推進

当市の国保医療費は、道内他市に比べて高く、これに伴い被保険者負担の増加を招くとともに、保険財政の健全運営に大きな影響を及ぼしていることから、高医療費の実態及び要因把握に努めるとともに、下記の取組みを行う。

#### ① 診療報酬明細書の点検調査

令和2年度伊達市診療報酬明細書「レセプト」点検調査計画に基づき実施

また、厚生労働省通知の「国保連合会介護給付適正化システムから提供される情報を活用した効率的なレセプト点検の実施について」に基づき医療給付と介護給付との給付調整を適切に実施する。

#### ② 柔道整復療養費の給付の適正化

多部位、長期及び頻回等の施術を受けた被保険者に対し調査を実施する。

#### ③ 第三者行為求償事務の強化

ホームページ及びリーフレット配付による制度の周知及び厚生労働省が設置する第三者行為求償事務アドバイザー活用による改善・強化を実施する。

#### ④ 医療費通知の実施

被保険者の健康認識啓発のため、厚生労働省通知の「国民健康保険における医療費通知の適切な実施」に基づき隔月で通知書を被保険者へ郵送する。

#### ⑤ 重複・頻回受診者等対策の推進

複数又は同一の保険医療機関において重複又は頻回受診を行う被保険者に対し、「伊達市重複・頻回受診者指導実施要領」に基づき保健指導を実施する。

#### ⑥ 後発医薬品の普及促進

厚生労働省が策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」に基づき取組を実施する（後発医薬品数量シェア80%以上という国の目標値は達成済）。

### (4) 適用の適正化の推進

被保険者の的確な把握、早期適用は国保事業運営の基本であると同時に、被保険者の医療の確保及び事業の健全化に極めて重要であることから、下記の取組みを行う。

#### ① 外国人の適用

厚生労働省通知の「外国人に対する国民健康保険の適用について」に基づき実施する。

#### ② 居所不明者に係る被保険者資格の喪失処理

届出義務及び遡及賦課に対する広報での周知、住民異動時の窓口での説明等により加入及び資格喪失の徹底に努めるとともに、居住実態が不明な被保険者については、所管する市民課と連携し、実態調査を実施のうえ、住民基本台帳からの職権消滅を行い、資格喪失を行うなど、適正な資格喪失処理に努める。

#### ③ 被保険者証等の交付

資格に関する届出があるときや資格更新時においては更新期間内に遅滞なく被保険者証等が被保険者の手元に届くよう適正な事務処理に努める。



(5) 保健事業の推進

保健事業は病気の早期発見、早期治療のみならず、生活習慣病の予防に寄与するものであることから、下記の取組みを行う。

① 特定健康診査及び特定保健指導の推進

第3期伊達市特定健康診査等実施計画（2018年度～2023年度）に基づき、特定健康診査の受診率の向上及び特定保健指導の強化を取り進め、目標値を達成できるように努める。

② 各種検診の推進

脳疾患や生活習慣病等の早期発見及び早期治療を目的に、短期人間ドック、脳ドック、各種がん等の検診に対する費用助成を行い、被保険者の健康増進に努める。

(6) その他

① 広報活動の推進

制度の趣旨や目的について被保険者等の理解と協力が得られるよう、広報紙への掲載及び郵送物へのリーフレットの同封などを通して、反復して周知徹底を行う。

② 職員の研修

令和2年度国民健康保険研修計画書に基づき、Web等を利用するコロナ感染症対策を踏まえた北海道国民健康保険団体連合会等が開催する職員及び国民健康保険運営協議会委員の研修の参加に努める。